

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	災害公営住宅整備事業 (矢本東保育所移転跡地)		事業番号	D-4-1
交付団体	東松島市		事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(直接)	
総交付対象事業費	395,255 (千円)		全体事業費		395,255 (千円)	
事業概要						
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な者(世帯)等に対し、災害公営住宅を早期に整備する必要があるため、市立矢本東保育所移転計画に併せ、市有地である跡地を活用して災害公営住宅の建設を促進するものです。</p> <p>東松島市では、震災復興住宅(災害公営住宅)整備計画に基づき、矢本東保育所移転跡地に 20 戸の災害公営住宅を整備するものです。計画の見直しにより第 8 回(今回)申請で変更・増額となります。</p> <p>【事業の概要】 地区名：矢本東保育所移転跡地 敷地の面積：2,218.02 m² 建物：RC 造 3 階→2 階 整備戸数：20 戸 整備手法：宮城県に業務委託</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 3 月 7 日) 物価上昇等により本工事費が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業(東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区)より 61,851 千円(国費：54,119 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 395,255 千円(国費：345,847 千円)から 457,106 千円(国費：399,966 千円)に増額。</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 24~26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・宮城県との設計委託協定(H24.9.28) ・解体撤去(別事業)(H24.10~12)・実施設計(H24.9.28~H25.7.25) ・宮城県との建築工事委託協定(H25.8.22)・基礎工事(H26.2~3) ・建物建設工事(H26.4~H26.10)・入居申込み、入居手続き ・引渡し、支払い(H26.9) ・H26.10 入居(管理)開始						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談(2 回)や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	



(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	災害公営住宅整備事業（鳴瀬給食センター跡地）		事業番号	D-4-2
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）		東松島市（直接）	
総交付対象事業費	388,365（千円）		全体事業費		388,365（千円）	
事業概要						
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な者（世帯）等に対し、災害公営住宅を早期に整備する必要があるため、市有地である鳴瀬給食センター跡地を活用して建設を促進するものです。</p> <p>東松島市では、震災復興住宅（災害公営住宅）整備計画に基づき、鳴瀬給食センター跡地に 21 戸の災害公営住宅を整備するものです。計画の見直しにより第 8 回（今回）申請で変更・増額となります。</p> <p>なお、鳴瀬給食センター跡地は、津波の浸水区域であったことから高床式中層住宅とし、屋上へ避難スペースを確保し周辺住民の安全確保を含めた機能を持つ災害公営住宅と整備しています。</p> <p>【事業の概要】</p> <p>地区名：鳴瀬給食センター跡地 整備戸数：20 戸 → 21 戸</p> <p>敷地の面積：2,321 m² 建物：RC 造 5 階 → RC 造 3~5 階</p> <p>整備手法：宮城県に業務委託</p>						
<p>（事業間流用による経費の変更）（平成 26 年 3 月 7 日）</p> <p>物価上昇等により本工事費が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業（東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区）より 78,463 千円（国費：68,655 千円）を流用。これにより、交付対象事業費は 388,365 千円（国費：339,819 千円）から 466,828 千円（国費：408,474 千円）に増額。</p>						
当面の事業概要						
＜平成 23~25 年度＞						
・宮城県との設計委託協定（H24.2.13） ・実施設計（H24.2.13~H24.12.10）						
・宮城県との建築工事委託協定（H24.12.11） ・建築工事（H25.2.13~H26.3.20）						
・入居申込み、入居手続き ・引き渡し、支払（H26.3） ・H26.4 入居（管理）開始						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談（2 回）や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	災害公営住宅整備事業（東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区）		事業番号	D-4-4
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）		東松島市（直接）	
総交付対象事業費	3,937,745（千円）		全体事業費		3,937,745（千円）	
事業概要						
震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。 東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、市内の 4 地区に集団移転先用地を取得し災害公営住宅を整備するもの。 【整備の概要】 ① 集団移転先用地取得計画						
	東矢本駅北地区	矢本西地区	野蒜北部丘陵地区	宮戸地区		
計画用地面積	58,000 m ²	1,350 m ²	67,150 m ²	6,407 m ²		
移転想定被災地区	大曲浜・浜須賀地区	立沼地区	野蒜地区	宮戸地区		
被災世帯数	673	93	1,178	154		
※移転想定被災地区については、想定される主な地区名であり、個々の移転先地と異なる場合がある。						
② 『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。 (集団移転事業は、計画 P12～13 で位置づけ。)						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 3 月 7 日) 入居意向調査に基づき、整備戸数を調整したことにより、用地取得費が 142,546 千円(国費:124,727 千円)減額したため、D-4-2 災害公営住宅整備事業(鳴瀬給食センター跡地)へ 78,463 千円(国費:68,655 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 3,937,745 千円(国費:3,445,526 千円)から 3,859,282 千円(国費:3,376,871 千円)に減少。						
(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 3 月 7 日) 入居意向調査に基づき、整備戸数を調整したことにより、用地取得費が 142,546 千円(国費:124,727 千円)減額したため、◆D-4-2-1 災害公営住宅駐車場整備事業(鳴瀬給食センター跡地)へ 2,442 千円(国費:1,953 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 3,859,282 千円(国費:3,376,871 千円)から 3,856,840 千円(国費:3,374,918 千円)に減少。						
(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 3 月 7 日) 入居意向調査に基づき、整備戸数を調整したことにより、用地取得費が 142,546 千円(国費:124,727 千円)減額したため、D-4-1 災害公営住宅駐車場整備事業(矢本東保育所移転跡地)へ 61,851 千円(国費:54,119 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 3,856,840 千円(国費:3,374,918 千円)から 3,794,989 千円(国費:3,320,799 千円)に減少。						
当面の事業概要						
<平成 24 年度> ・用地取得交渉 ・意向確認 ・基本方針及び建設計画 ・調査、基本設計 ・用地造成工事						
<平成 25 年度> ・実施設計(詳細) ・建設工事着手						
※地区ごとに事業スケジュールが異なる。						

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。

集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり（住まいづくり）を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するもの。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業 (鳴瀬給食センター跡地)	事業番号	◆D-4-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	2,700(千円)		全体事業費	2,700(千円)	
事業概要					
<p>震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。 整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。</p> <p>【整備の概要】</p> <p>① 地区名：鳴瀬給食センター跡地 全体敷地面積：2,321 m² 整備戸数：21 戸 駐車場：整備台数 21 台 整備手法：宮城県に業務委託</p> <p>② 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください</p> <p>③第 8 回変更・増額について 当該駐車場は独立型駐車場となっており、駐車場内の雨水処理を行うために自由勾配側溝の設置が必要となっております。また、住棟と駐車場の土地利用の関係から地先境界ブロック、車止めポールの設置を計画しています。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 26 年 3 月 7 日) 物価上昇等により本工事費が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業(東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区)より 2,442 千円(国費：1,953 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 2,700 千円(国費：2,160 千円)から 5,142 千円(国費：4,113 千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 23~25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・宮城県との設計委託協定(H24.2.13)・実施設計(H24.2.13~H24.12.10)・宮城県との建築工事委託協定(H24.12.11)・建築工事(H26.2~H26.3)・入居申込み、入居手続き(H26.3)・引き渡し、支払いの時期(H26.3)・入居(管理)開始(H26.4)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談(2 回)や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。</p> <p>市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圏域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備(基幹事業)に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-2
事業名	災害公営住宅整備事業（鳴瀬給食センター跡地）
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	53	事業名	漁港施設機能強化事業 (直接補助分)	事業番号	C-6-2
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	398,840 (千円)	全体事業費		398,840 (千円)	

事業概要

東日本大震災により被災した漁村地域の拠点的性格をもつ東松島市管理の第 1 種漁港において、物揚場、臨港道路等、施設の災害復旧事業の実施と併せ施設背後の用地と漁業関連用地の嵩上げを行い漁港の安全と利便性を確保し、地域の漁業再生・復興の加速化を図る。

事業実施漁港名：大浜漁港 A=11,900 m²

室浜漁港 3 地区 A=2,800 m² 護岸 L=122m

浜市漁港 A=3,000 m²

室浜漁港 3 地区護岸は、工事実施にあたり地質調査を行ったところ当施設の下位には非常に軟弱な粘性土が厚く分布していることが判明したため、第 4 回で配分を受けた際の計画は「重力式」の構造形式であったが、土壌の支持力不足のため構造形式を見直し、「矢板式」に変更するとともに、被災後の利用状況を再度精査し、施工延長を当初計画の 305m から 122m に変更した。構造形式と護岸延長に変更が生じたため第 8 回事業計画提出にて変更するもの。

全体計画のうち平成 26 年度に実施予定の大浜漁港と室浜漁港 3 地区の嵩上げ・護岸工事における第 8 回申請額は、大浜漁港の消費税 3% 増加分として 840 千円、室浜漁港 3 地区の工事費増加分で 145,000 千円を申請するもの。

○大浜漁港 A=11,900 m²

【第 4 回】申請額 30,400 千円 (消費税 5%)

[内訳] (1) 嵩上工事 (29,400 千円) 平成 26 年度実施

(2) 設計業務 (1,000 千円) 平成 25 年度実施

【第 8 回】申請額 840 千円 (嵩上工事：消費税 3% 増加分) 平成 26 年度実施

○室浜漁港 3 地区 A=2,800 m² 護岸 L=122m

【第 4 回】申請額 200,600 千円 (消費税 5%)

[内訳] (1) 嵩上工事 (200,600 千円) 平成 26 年度実施

【第 8 回】申請額 145,000 千円 (消費税 8%)

[内訳] (1) 嵩上工事 (139,269 千円) 平成 26 年度実施

(2) 第 4 回申請消費税 3% 増加分 (5,731 千円) 平成 26 年度実施

○浜市漁港 A=3,000 m²

【第 6 回】申請額 22,000 千円 (消費税 5% 分)

[内訳] (1) 嵩上工事 (21,000 千円) 平成 25 年度実施

(2) 設計業務 (1,000 千円) 平成 25 年度実施

東松島市復興まちづくり計画 (記載箇所 P. 30~P32 第 2 章 分野別取組み)

生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

生業の基盤整備と再生

概要：漁港・漁場の拠点化、養殖施設・加工施設の整備と生産加工販売まで手がける漁業経営

当面の事業概要	
<p><平成 25 年度></p> <p>大浜漁港：実施設計</p> <p>浜市漁港：実施設計、漁港関連用地嵩上げ工事</p> <p><平成 26 年度></p> <p>大浜漁港：漁港関連用地嵩上げ工事</p> <p>室浜漁港 3 地区：漁港関連用地嵩上げ工事、護岸工事</p>	
東日本大震災の被害との関係	
<p>地震とそれに伴い発生した津波により本市の基幹産業である漁業の生産基盤である漁港施設(防波堤、物揚場、船揚場、臨港道路等)が甚大な被害を受けるとともに著しい沈下を生じているため、漁港施設の災害復旧と併せ施設用地の嵩上げを行い漁村地域の早期の漁業再生と復興を図る。</p>	
関連する災害復旧事業の概要	
<p>漁港施設災害復旧事業 対象漁港：市管理第 1 種漁港 室浜、里浜、東名、浜市、大浜、月浜 計 6 漁港(防波堤、物揚場、船揚場、臨港道路等復旧)</p> <p>本市の基幹産業である漁業を担う漁村地域の漁業再生と復興のため地域の拠点的性格をもつ漁港から復旧事業に着手し順次、復旧を行っていく。</p> <p>水産業共同利用施設復旧支援事業 宮城県漁協鳴瀬支所 東名共同かき処理場復旧 宮城県漁協宮戸支所 室浜水産荷捌施設復旧</p>	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	75	事業名	道路事業 大茂倉線整備事業	事業番号	D-1-6
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	566,500 (千円)	全体事業費	605,200 (千円)		
事業概要					
道路事業 (市街地相互の接続道路) 整備延長 L=1,300m 復興まちづくり計画の中では、防災・減災型都市構造の構築として、市街地相互の接続道路の整備に位置付けている。【まちづくり計画書 P11】 本計画路線は、現在事業を進めている「野蒜北部丘陵地区被災市街地復興土地画整理事業」により野蒜北部丘陵地区に市街地が形成され、学校等の公共施設や JR 仙石線の新駅の設置により、野蒜北部丘陵地区と新東名地区の住民及び東名漁港の利用者が市街地相互の接続道路として使用する路線である。 また、津波発生時の避難所として野蒜北部丘陵地区に建設予定の (仮称) 鳴瀬第二小学校が指定される予定であり、災害時に新東名地区等の住民が高台に避難路として利用する路線でもある。さらに、本路線の北側工区の中下地区に鳴瀬未来中学校の建設が予定されていることから、野蒜北部丘陵地区からの通学路として重要な路線となってくる。 本路線の整備については、現在野蒜北部丘陵地区の整備事業が進められており、野蒜北部丘陵地区内の道路整備との整合や JR 仙石線の開通に本路線の整備を間に合わせる必要がある。そのため、第 8 回復興交付金申請において、本工事費の申請を行い事業の促進を図るものです。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 25 年度> 調査測量及び設計 L=1,300m 用地買収・補償 1 式 <平成 26 年度> 改良工事 <平成 27 年度> 舗装工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災では大津波により本市の市街地の約 65% という広範囲な面積が浸水し、住宅の流失、全壊などにより多くの命が犠牲となる被害をもたらした。そのなかで、東名地区及び新東名地区においても、今回の津波により多くの住宅が流失し、多数の住民が犠牲となった。 当地区のような沿岸部においては、市街地間相互を接続する道路の整備等が重要である。また、今回の津波による被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な幅員の確保はもちろんのこと、複数ルートによる避難道路の接続ネットワークが必要である。 それから、東名地区の南端には、本地区の特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港である東名漁港があり、地区漁民の漁業継続の熱意も強く漁港の災害復旧事業を行っている。					

東名漁港から新東名地区までは、復興交付金事業にて「東名・新東名線」を設計中で、漁業者の移転先でもある野蒜北部丘陵地区から産業の復興地である東名漁港までの就労働線確保はもとより、旧市街地（新東名地区）から新市街地への接続道路としても整備するものである。

【東名地区及び新東名地区の死者・行方不明者 183名】

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

【東名漁港災害復旧事業（市）】

当地区の特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港である東名漁港の施設及び牡蠣の共同処理施設の災害復旧事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	85	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (野蒜・宮戸統合小学校校舎等整備事業)	事業番号	A-1-2
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	31,191 (千円)	全体事業費	100,446 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった野蒜小学校の移設新築を行うもの。</p> <p>当該小学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民の意向や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の宮戸小学校と統合再編を図り、防災集団移転事業と合わせ集団移転地内に統合小学校校舎等を新築するもの。全体計画のうち平成 26 年度に実施予定の実施設計業務について申請するもの。</p> <p>事業実施学校名：東松島市立野蒜小学校・宮戸小学校統合校 (校舎面積 A=3,026 m²、 屋内運動場面積 A=922 m² 校地面積 A=14,500 m²) 【第 8 回申請】 31,191 千円 [内訳] (1) 実施設計 (校舎) 1 式 (うち災害復旧事業費分を除く) 20,503 千円 (2) 実施設計 (屋内運動場) 1 式 (うち災害復旧事業費分を除く) 10,688 千円 [計画の位置づけ] 東松島市復興まちづくり計画 (記載箇所 P. 24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業: 学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度 実施設計 " 用地取得 (H27 年 3 月予定) 平成 26 年 6 月 災害査定 平成 27-28 年度 建設工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>野蒜小学校は、3mを超える津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。市庁舎施設の一部の代替え使用を経て、平成 23 年 12 月から隣接の小野地区に建設した仮設校舎において学校を再開している。</p> <p>野蒜地区の集落は津波により壊滅的な被害を受け、地区住民の多くは津波で住宅を失い、地区外の仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業により、野蒜北部丘陵団地土地地区画整理事業で造成する集団移転団地内に移転予定となっており、併せて学校校舎の整備を行う計画としている。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 野蒜小学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	86	事業名	学校就学環境整備事業 (野蒜・宮戸統合小学校実施設計事業(造成))		事業番号	◆A-1-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)		東松島市(直接)	
総交付対象事業費	16,036(千円)		全体事業費		16,036(千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災の津波により全壊となった野蒜小学校の移設新築を行うに際し、二次造成設計を実施するもの。当該地は集団移転地として造成した土地を購入する計画であるが、学校建設に際しては敷地内法面等の二次造成が必要となっている。</p> <p>事業実施学校名：東松島市立野蒜小学校・宮戸小学校統合校 (校舎面積 A=3,026 m²、屋内運動場面積 A=922 m² 校地面積 A=14,500 m²) 【第 8 回申請】16,036 千円 [内訳](1)実施設計(二次造成等) 1 式(うち災害復旧事業費分を除く)</p> <p>[計画の位置づけ] 東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2)安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p>						
当面の事業概要						
平成 26 年度 実施設計 " 用地取得(H27 年 3 月予定) 平成 26 年 6 月 災害査定 平成 27-28 年度 建設工事						
東日本大震災の被害との関係						
<p>野蒜小学校は、3mを超える津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。市庁舎施設の一部の代替え使用を経て、平成 23 年 12 月から隣接の小野地区に建設した仮設校舎において学校を再開している。</p> <p>野蒜地区の集落は津波により壊滅的な被害を受け、地区住民の多くは津波で住宅を失い、地区外の仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業により、野蒜北部丘陵団地土地区画整理事業で造成する集団移転団地内に移転予定となっており、併せて学校校舎の整備を行う計画としている。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 野蒜小学校災害復旧工事 東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-2
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（野蒜宮戸統合小学校校舎等整備事業）
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
<p>基幹事業に係る用地造成（二次造成）設計費用であり、基幹事業の実施と一体的に必要なものであるが、基幹事業の対象とならないため効果促進事業として申請するもの。当該設計により、用地の法面保護等による安全性の確保及び段差の解消など効果的な利用が可能となります。</p>	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	87	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (鳴瀬未来中学校校舎等整備事業)	事業番号	A-1-3
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	95,005 (千円)	全体事業費	262,567 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うもの。</p> <p>当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民感情や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編(H25.4.1 統合)を図り、統合学区の中央エリアに校舎等を移設新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) (校舎面積 A=4,311 m²、 屋内運動場面積 A=1,156 m²、校地面積 A=24,000 m²)</p> <p>【第 8 回】申請額 95,005 千円</p> <p>[内訳] (1) 基本設計・実施設計(校舎) 1 式(65,540 千円※うち災害復旧事業費分を除く。) " (屋内運動場) 1 式(29,465 千円※うち災害復旧事業費分を除く。)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業: 学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査 " 用地取得・開発許可 平成 26 年 11 月 災害査定 平成 27 年度 造成工事 平成 27 年度~平成 28 年度 建設工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5mを超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けている。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	88	事業名	学校就学環境整備事業 (鳴瀬未来中学校地質調査事業)	事業番号	◆A-1-3-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	36,982 (千円)	全体事業費	36,982 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うのに際し、地質調査を実施するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) (校舎面積 A=4,311 m²、屋内運動場面積 A=1,156 m²、校地面積 A=24,000 m²)</p> <p>【第 8 回】申請額 36,982 千円 [内訳] (1)地質調査 1 式 (40,000 千円※うち災害復旧事業費分を除く。)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画 (記載箇所 P. 24~P25) 第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり (2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承 実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
<p>平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査 " 用地取得・開発許可</p> <p>平成 26 年 11 月 災害査定</p> <p>平成 27 年度 造成工事</p> <p>平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5m を超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事 東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-3
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業（鳴瀬未来中学校校舎等整備事業）
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
<p>基幹事業の予定地において地質調査を行い、調査結果を地盤の安全性確認及び安全対策工事の基礎根拠として活用するものであり、基幹事業の実施に必要な調査であるが、基幹事業の対象とならないため効果促進事業として申請するもの。なお、当該調査結果に基づき設計段階から安全性の確保が可能となる。</p>	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	89	事業名	学校施設環境改善事業 (鳴瀬未来中学校武道館整備事業)	事業番号	A-2-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	18,282 (千円)	全体事業費	158,862 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった鳴瀬第二中学校の移設新築を行うもの。</p> <p>当該中学校については、平成 24 年 6 月に指定した災害危険区域内にあり、災害危険区域の指定について、特に学校に関する制限はないものの、住民感情や法の精神を考慮し現地復旧は適さないものと判断し、隣接地区の鳴瀬第一中学校と統合再編(H25.4.1 統合)を図り、統合学区の中央エリアに移設新築するもの。</p> <p>事業実施学校名：鳴瀬未来中学校(鳴瀬第二中学校・鳴瀬第一中学校統合校) (校舎面積 A=4,311 m²、屋内運動場面積 A=1,156 m²、校地面積 A=24,000 m²)</p> <p>【第 8 回】申請額 18,282 千円</p> <p>[内訳](1)基本設計・実施設計(武道館)1 式(18,282 千円※うち災害復旧事業費分を除く。)</p> <p>東松島市復興まちづくり計画(記載箇所 P.24~P25)</p> <p>第 2 章 分野別取組み 2 支えあって安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2)安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上 ②教育環境の充実と文化の継承</p> <p>実施事業：学校関係施設災害復旧事業</p>					
当面の事業概要					
平成 26 年度 基本設計・実施設計・地質調査 " 用地取得・開発許可 平成 26 年 11 月 災害査定 平成 27 年度 造成工事 平成 27 年度～平成 28 年度 建設工事					
東日本大震災の被害との関係					
<p>鳴瀬第二中学校は、3.5m を超える津波により校舎 2 階部分まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊した。H23 年 5 月から隣接地区の鳴瀬第一中学校校舎を間借り、及びプレハブ仮設教室で学校を再開したが、狭隘な環境に 2 校が存在することに起因する教育効率の低下を減らすため、H25 年 4 月に統合し鳴瀬未来中学校を新設。しかしながら、狭隘な学校環境から現在も仮設教室、仮設グラウンドの併用を余儀なくされており、教育効果を維持回復させるために新校舎の建設が必要であり、地区住民の優先要望事項になっている。学区となる鳴瀬地区の集落は野蒜・浜市・宮戸地区が津波による大きな被害を受け、多くの住民が津波で住宅を失い、仮設住宅等で生活を送っている。今後は、防災集団移転事業等により、生活再建を目指しており、生活圏の中央付近にあたる浅井・中下地区への中学校移設が望まれている。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 鳴瀬第二中学校災害復旧工事 東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後災害査定を受け事業を実施する。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形					

に復旧することが著しく不適當である場合と判断される」の回答を受けている。

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	90	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業 (矢本東保育所移転跡地)	事業番号	◆D-4-1-1
交付団体	東松島市	事業実施主体(直接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	3,378(千円)	全体事業費	3,378(千円)		
事業概要					
震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。 整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。 【整備の概要】 ① 地区名：矢本東保育所移転跡地 全体敷地面積：2,218.02㎡ 駐車場：整備台数 20 台 整備手法：宮城県に業務委託 ② 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24～26 年度> ・宮城県との設計委託協定 (H24.9.28) ・実施設計 (H24.9.28～H25.7.25) ・宮城県との建築工事委託協定 (H25.8.22) ・駐車場工事 (H26.8)～H26.10) ・入居申込み、入居手続き ・引き渡し、支払の時期 (H26.10) ・H26.10 入居(管理)開始					
東日本大震災の被害との関係					
東松島市で全壊(流出)した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。 平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談(2回)や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。 市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圏域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備(基幹事業)に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-1
事業名	災害公営住宅整備事業(矢本東保育所移転跡地)
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業 (赤井地区)	事業番号	◆D-4-5-1
交付団体	東松島市	事業実施主体(直接)	東松島市(直接)		
総交付対象事業費	12,000 千円	全体事業費	12,000 千円		
事業概要					
震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。 整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。 【整備の概要】 駐車場整備台数：赤井川前四番 45 台、赤井川前二 17 台 合計 62 台 整備手法：買取災害公営住宅駐車場整備事業は本体と同様に、民間からの事業提案公募により整備・買取 ① 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ 災害公営住宅の整備は計画 P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり > ② 恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> ・事業詳細の調整 ・詳細設計の協議ほか <平成 25 年度> ・建築物の完成 (H26.3) ・仮契約 (買取譲渡契約) (H26.3) ・議会承認、引き渡し (土地、建物) (H26.3) ・買取費用の支払い (H26.3) ・H26.4 入居開始 (赤井川前二 16 戸・赤井川前四番 38 戸)					
東日本大震災の被害との関係					
東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっています。 平成 25 年 9 月現在、災害公営住宅 1,010 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談 (2 回) や平成 25 年 2 月には津波防災区域外も含む入居意向登録調査を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設計画戸数の把握を行っている。さらには平成 25 年 7 月からの入居仮申込みにおいて入居先を確定させることとしている。 市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圏域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備 (基幹事業) に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-5
事業名	災害公営住宅整備事業 (赤井地区)
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上	

を図り被災者の早期な生活再建を支援する。

(様式 1 - 3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	92	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市 (直接)		
総交付対象事業費	261,204 (千円)	全体事業費	261,204 (千円)		
事業概要					
<p>東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居者の居住の安定確保を図る目的から低廉な家賃を設定家賃負担の軽減を行う。</p> <p>【事業の概要】 対象地区：平成 26 年 4 月から入居開始となる以下の地区 ①鳴瀬給食センター跡地 21 戸 ②小松谷地 156 戸 ③小野駅前北 23 戸 ④赤井川前四番 38 戸 ⑤赤井川前二 16 戸 事業期間：平成 26 年度～</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅建設工事 (H26. 3 完成、5 地区 254 戸)・入居申込み、入居手続き <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・H26. 4 入居 (管理) 開始により低廉化事業開始					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような入居者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした低廉な家賃設定を行う。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	93	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業		事業番号	D-6-1
交付団体		東松島市	事業実施主体 (直接/間接)		東松島市(直接)	
総交付対象事業費		38,578 (千円)	全体事業費		38,578 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災により住宅を失い、住宅の自力再建が困難な被災者が安定した生活と住宅を確保するため市内に災害公営住宅の整備・供給を進めているが、入居する低額所得者に対し速やかに生活再建ができるよう、一定期間、無理なく負担しうる水準まで家賃の減額を実施する。</p> <p>【事業の概要】 対象地区：平成 26 年 4 月から入居開始となる以下の地区 ①鳴瀬給食センター跡地 21 戸 ②小松谷地 156 戸 ③小野駅前北 23 戸 ④赤井川前四番 38 戸 ⑤赤井川前二 16 戸 事業期間：平成 26 年度～</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 25 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅建設工事 (H26. 3 完成、5 地区 254 戸)・入居申込み、入居手続き <p><平成 26 年度></p> <ul style="list-style-type: none">・H26. 4 入居 (管理) 開始により特別家賃低減事業開始						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東松島市で全壊 (流出) した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯となっている。高齢者世帯や経済的な理由等により災害公営住宅への入居を希望する世帯も多く、移転先団地及び市内に災害公営住宅の建設を計画 (1,010 戸) しており、完成後順次入居することとなる。このような低額所得者を対象に速やかな生活再建への移行、安定した生活の確保を目的とした家賃の減額 (低減) を行う。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 26 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	94	事業名	大曲浜地区都市再生事業計画作成事業		事業番号	D-17-5
交付団体		東松島市	事業実施主体 (直接/間接)		東松島市 (直接)	
総交付対象事業費		172,600 (千円)	全体事業費		172,600 (千円)	
事業概要						
<p>「大曲浜地区」においては、移転促進区域として、移転元地の買い取りを進めている区域である。</p> <p>本市の復興、特に移転元地の有効活用を進めるため、この区域を造成し、画地の再編を行うとともに、従前の住居系から産業系への土地利用の転換を図り、企業誘致を行う被災市街地復興土地区画整理事業 (44.8ha) を円滑に進めるため、被災市街地復興土地区画整理事業に係る事業計画の作成を行うもの。</p> <p>主な内容：事業計画の策定、測量 (現地調査、基準点・水準点測量等) 等</p>						
当面の事業概要						
<p><平成 26 年度></p> <p>平成 26 年 4 月～5 月 測量 (現地調査、基準点・水準点測量等)</p> <p>平成 26 年 6 月～9 月 基本設計・事業計画の策定</p> <p>平成 26 年 10 月 都市計画決定</p> <p>平成 26 年 12 月 事業認可</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>「大曲浜地区」は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であり、全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟という壊滅的な被害を受けた地区である。</p> <p>この地区は、移転促進地域として買い取りを進めているが、現地で被災した企業から早期の再建への支援が求められており、当地区の部分整備 (約 5.3ha) を行うことが「効果促進事業」として認められたが、この先行整備地区を有効に活用すると共に、その他の進出企業の要望に応えるためには、当地区全体の復興土地区画整理事業による整備が必要不可欠である。</p> <p>復旧にとどまらず、新しい復興のまちづくりを目指すこととしている本市にとって、この移転元地を復興への足掛かりとして区画整理事業を施行し、企業誘致により雇用の促進や税収のアップが見込まれる。</p> <p>早期の復興 (移転元地の有効活用) は、民間の力を最大限に生かす工夫が求められ、移転元地の活用はその大きな取り組みとなるものである。</p> <p>※当地区については、平成 25 年 12 月 16 日に用途地域を「第一種住居地域」から「工業地域」に変更済</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	